

吸収分割に係る事前開示書類

(吸収分割会社 : 会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に基づく開示事項)

(吸収分割承継会社 : 会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条に基づく開示事項)

2023年10月31日

高知県高知市春野町弘岡上 648 番地
ニッポン高度紙工業株式会社
代表取締役 近森 俊二

高知県南国市十市 4465 番地 25
NKK ソリューションズ株式会社
代表取締役 近森 俊二

吸収分割に係る事前開示書類

ニッポン高度紙工業株式会社（以下「甲」といいます。）及びNKK ソリューションズ株式会社（以下「乙」といいます。）は、2023年10月31日付で吸収分割契約書を締結し、効力発生日を2024年2月1日として、甲が行う不動産管理業務に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行うことにいたしました。

本吸収分割に関し、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条並びに会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条に基づく開示事項は、以下のとおりです。

1. 吸収分割契約の内容（会社法第782条第1項及び第794条第1項）

別紙1に記載のとおりです。

2. 分割対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第1号イ及び第192条第1号）

本吸収分割に際しては、株式その他の金銭等の交付を行いません。乙は、甲の完全子会社であり、甲がその発行済株式の全てを保有していることから、かかる取扱いは相当と考えております。

3. 会社法第758条8号に関する事項（会社法施行規則第183条第2号及び第192条第2号）

該当事項はありません。

4. 本吸収分割に際して吸収分割会社の新株予約権者に交付する新株予約権に関する事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第3号及び第192条第3号）

該当事項はありません。

5. 吸収分割会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第 183 条第 5 号イ及び第 192 条第 4 号）

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

甲は、有価証券報告書及び四半期報告書を四国財務局に提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）」又は甲の下記の Web サイトよりご覧いただけます。

<https://www.kodoshi.co.jp/investor/library/report.html>

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

① 会社分割による子会社設立

甲は、2023 年 4 月 3 日付で、甲の南国工場で実施している甲のアルミ電解コンデンサ用セパレータ等の裁断加工・出荷業務等を簡易新設分割により新設した乙に承継いたしました。

② 自己株式の取得

甲は、2023 年 4 月 27 日開催の取締役会決議に基づき、以下のとおり、自己株式の取得を行いました。

取得対象株式の種類	甲普通株式
取得した株式の総数	149,000 株
株式の取得価額の総額	299,907,800 円
取得期間	2023 年 5 月 8 日～2023 年 6 月 9 日（約定ベース）
取得方法	東京証券取引所における市場買付

③ 譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分

甲は、2023 年 6 月 21 日開催の取締役会において、以下のとおり、自己株式の処分（以下「処分」といいます。）を行なうことについて決議し、2023 年 7 月 20 日に自己株式処分を行いました。

処分期日	2023 年 7 月 20 日
処分する株式の種類及び数	甲普通株式 9,460 株
処分価額	1 株につき 2,029 円
処分総額	19,194,340 円
処分先及びその人数並びに処分株式の数	甲の取締役（社外取締役を除く） 4 名 9,460 株

④ 自己株式の消却

甲は、2023年4月27日開催の取締役会決議に基づき、以下のとおり、②により取得した全ての自己株式の消却を行いました。

消却した株式の種類	甲普通株式
消却した株式の種類及び数	149,000株 (消却前の発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合:1.4%)
消却実施日	2023年7月31日

6. 吸収分割承継会社についての次に掲げる事項(会社法施行規則第183条第4号及び第192条第6号)

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

乙は、2023年4月3日に設立された会社であるため、確定した最終事業年度はありません。乙の成立の日における貸借対照表は、別紙2に記載のとおりです。

(2) 吸収分割承継会社の成立の日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 吸収分割承継会社の成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

7. 吸収分割が効力を生ずる日以後における吸収分割株式会社の債務及び吸収分割承継会社の債務(吸収分割株式会社が吸収分割により吸収分割承継会社に承継させるものに限る。)の履行の見込みに関する事項(会社法施行規則第183条第6号及び第192条第7号)

(1) 甲の債務の履行の見込みについて

本吸収分割の効力発生後における甲の資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれております。また、本吸収分割の効力発生日以後において、甲が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予想されておられません。

以上より、本吸収分割の効力発生日以後における甲の債務について、履行の見込みがあるものと判断しております。

(2) 乙の債務(甲が本吸収分割により乙に承継させるものに限る。)の履行の見込みについて

本吸収分割の効力発生後における乙の資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれております。また、本吸収分割の効力発生日以後において、乙が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予想されておられません。

以上より、本吸収分割の効力発生日以後における乙の債務について、履行の見込みがあるものと判断しております。

以上

吸収分割契約書

ニッポン高度紙工業株式会社（以下「甲」という。）及びNKKソリューションズ株式会社（以下「乙」という。）は、2023年10月31日、以下のとおり吸収分割契約書（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収分割の方法）

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲が行う不動産管理業務（以下「本業務」という。）に関して有する第3条第1項所定の権利義務を、吸収分割の方法により乙に承継させる（以下「本吸収分割」という。）。

第2条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 甲：吸収分割会社

（商号）ニッポン高度紙工業株式会社

（住所）高知県高知市春野町弘岡上 648 番地

(2) 乙：吸収分割承継会社

（商号）NKKソリューションズ株式会社

（住所）高知県南国市十市 4465 番地 25

第3条（権利義務の承継）

- 乙が本吸収分割により甲から承継する資産、債務、契約その他の権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）は、別紙記載のとおりとする。
- 本吸収分割による甲から乙に対する債務の承継は、併存的債務引受の方法による。

第4条（本吸収分割に際して交付する金銭等に関する事項）

乙は、本吸収分割に際して、甲に対し、金銭等を交付しない。

第5条（乙の資本金及び準備金に関する事項）

本吸収分割により、乙の資本金及び準備金は増加しない。

第6条（効力発生日）

本吸収分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2024年2月1日とする。但し、本吸収分割の手の進行上の必要性その他の事由により必要があると認めるときは、甲及び乙が協議し合意の上、効力発生日を変更することができる。

第7条（競業避止）

甲は、乙が承継する本業務について、会社法第21条に基づく競業避止義務を負わないものとする。

第8条（本吸収分割の条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結後から効力発生日までの間に、甲若しくは乙の財産若しくは経営状態に重大な変更が生じた場合、本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは明らかとなった場合、又はその他本吸収分割の目的の達成が困難となった場合は、甲及び乙は、協議し合意の上、本吸収分割の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第9条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本吸収分割に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議し合意の上、これを定める。

（以下余白）

本契約締結の証として本書1通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、甲がその原本を保有し、乙はその写しを保有する。

2023年10月31日

甲： 高知県高知市春野町弘岡上 648 番地
ニッポン高度紙工業株式会社
代表取締役 近森 俊二



乙： 高知県南国市十市 4465 番地 25
NKK ソリューションズ株式会社
代表取締役 近森 俊二



別紙

承継対象権利義務明細

効力発生日において乙が甲から承継する権利義務は、2023年9月30日時点の貸借対照表その他同日の計算を基礎とし、これに効力発生日に至るまでの増減を加除した甲の権利義務とする。

1. 資産

本業務に係る建物、建物付属設備、構築物および契約保証金

2. 債務

乙は、甲から、一切の債務を承継しない。但し、本業務に関する契約の違反に起因若しくは関連して生じる債務、不法行為債務及び潜在債務その他の偶発債務又は簿外債務については、併存的債務引受の方法による。

3. 契約（雇用契約を除く。）

乙は、甲から、本業務に属する甲が締結している一切の契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生する権利義務のみを承継し、その他の契約に係る契約上の地位及び当該契約に基づき発生する権利義務は承継しない。

4. 雇用契約

乙は、甲から、雇用契約及びこれに基づく権利義務を一切承継しない。

別紙2 (吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表の内容)

貸借対照表
(2023年4月3日現在)

科目	金額 (百万円)	科目	金額 (百万円)
資産の部		純資産の部	
流動資産	257	株主資本	
固定資産	281	資本金	10
		資本剰余金	528
資産合計	538	負債・純資産合計	538